

## 前橋都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

前橋都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

区分	年 次	令和 2 年 (基準年)	令和 12 年 (基準年の 10 年後)
都 市 計 画 区 域 内 人 口		838.3 千人	おおむね 804.2 千人
市 街 化 区 域 内 人 口		585.0 千人	※1 おおむね 562.6 千人
配 分 す る 人 口		—	おおむね 548.9 千人
保 留 す る 人 口		—	おおむね 13.7 千人
	(特定保留)	—	0.0 千人
	(一般保留)	—	おおむね 13.7 千人

※1 令和 12 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

## 理 由

令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和12年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

また、別添計画図表示のとおり、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）で、開発事業の実施が確実となった下記の地区（1、2）及び、すでに市街地を形成している区域（既成市街地）の下記の地区（3）を市街化区域に編入するもの。

## 記

1. 龜里北地区（新市街地） : 面積約 6.2ha
2. 力丸工業団地西地区（新市街地） : 面積約 7.8ha
3. 三俣駅東地区（既成市街地） : 面積約 1.5ha

# 総 括 図

地区番号	即-3
地区名	三俣駅東地区
面積	約1.5ha

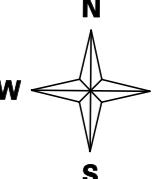
## 凡例

- 市街化区域編入区域
- 都市計画区域
- 行政界
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 特別用途地区
- 高度利用地区
- 防火地域
- 準防火地域
- 風致地区
- 駐車場整備地区
- 地区計画
- 都市計画道路
- 都市高速鉄道

地区番号	即-1
地区名	亀里地区
面積	約6.2ha

地区番号	即-2
地区名	力丸工業団地西地区
面積	約7.8ha

伊勢崎



計画図  
(亀里北地区)

測点	境界
1-2	筆界
2-(3)-4	旧市街化区域界
4-1	道路端(東側)
5-6	筆界
6-7	水路端(南側)
7-8	水路端(西側)
8-9	道路を横断
9-(10)-5	旧市街化区域界

3・3・2前橋長瀬線

1

2

3

4

5

10

6

8

9

3・4・111下川淵小北通線

凡例

新市街化区域

旧市街化区域

市街化区域(変更なし)

用途地域

準工業地域

地区番号

即-1

地区名

亀里北地区

面積

約6.2ha

0 50 100 150 200 250  
A3 m(1/2,500)

N

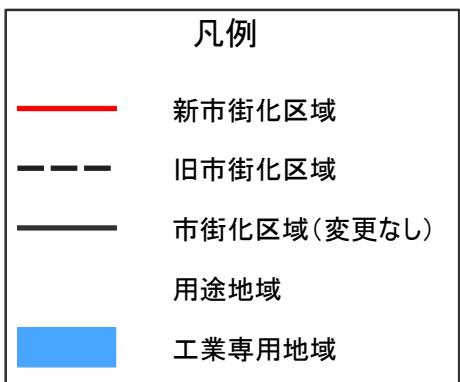
W

E

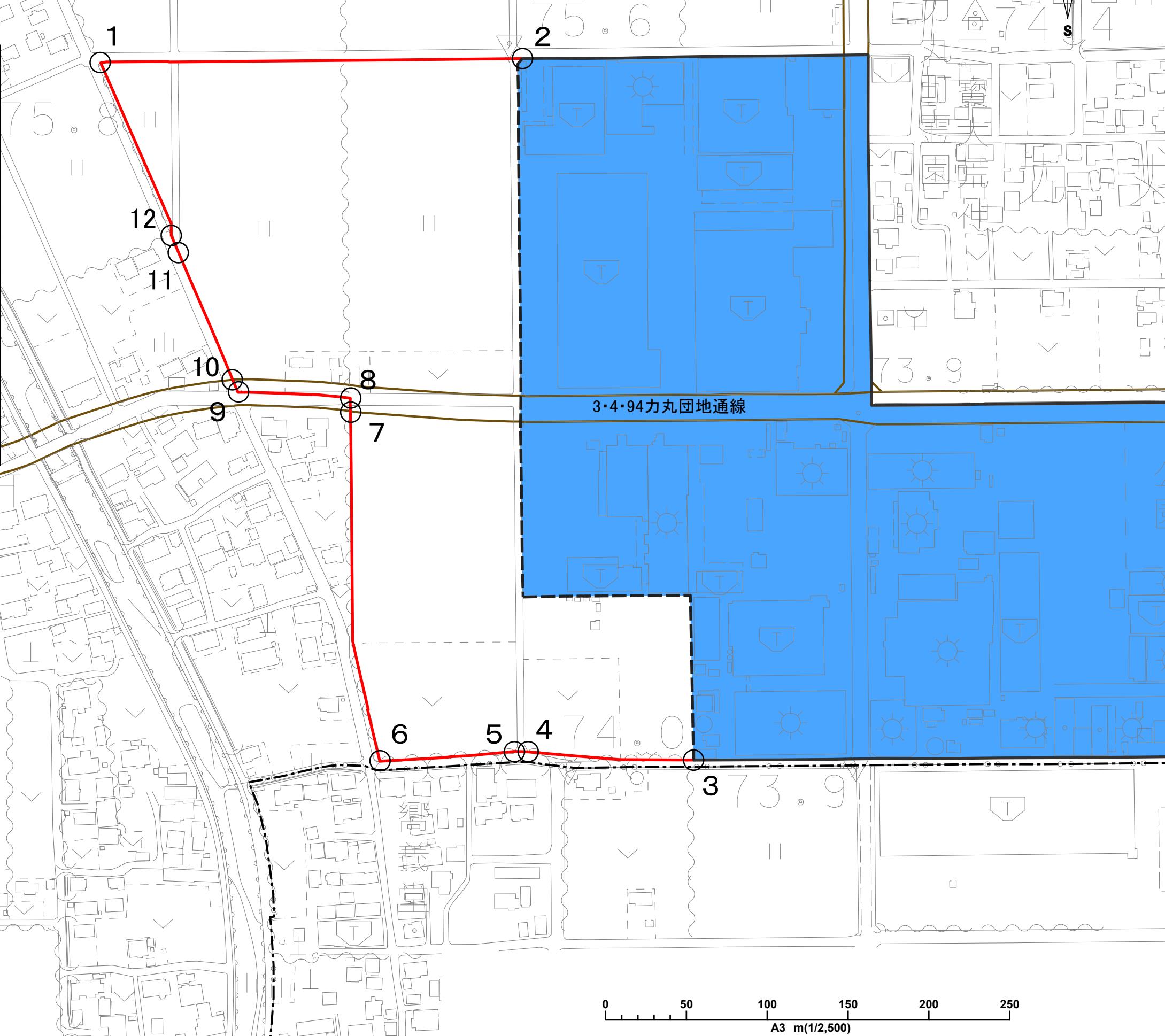
S

# 計画図 (力丸工業団地西地区)

測点	境界
1-2	道路端(南側)
2-3	旧市街化区域界
3-4	水路端(北側)
4-5	道路を横断
5-6	水路端(北側)
6-7	水路端(東側)
7-8	道路を横断
8-9	3・4・94力丸団地通線中央界
9-10	道路を横断
10-11	水路端(東側)
11-12	道路を横断
12-1	水路端(東側)



地区番号	即-2
地区名	力丸工業団地西地区
面積	約7.8ha



# 計画図 (三俣駅東地区)

測点	境界
1-2	3・4・13前橋桐生線中央界
2-3	道路中央界
3-4	道路中央界
4-1	旧市街化区域界

都市計画道路3・4・13前橋桐生線

三俣駅

都市計画道路3・5・59朝日町片貝線

## 凡例

- 新市街化区域
- - - 旧市街化区域
- 市街化区域(変更なし)
- 用途地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域

地区番号	即-3
地区名	三俣駅東地区
面積	約1.5ha

都市計画道路3・5・58朝日町三俣線

都市計画道路3・5・56表町西片貝線

A3 m(1/2,500)

